

# 一般財団法人函館市住宅都市施設公社行動計画

令和7年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

**目標1 職員1人あたりの1か月の所定外労働時間数を10時間未満とし、ノー残業デーを設定する。**

【取組内容】

- ・自己の業務の見直しや改善を促し、効率的な業務遂行の推進
- ・水曜日、給与支給日、期末勤勉手当支給日をノー残業デーに設定

**目標2 年次有給休暇の取得率を一人あたり50%以上とする。**

【取組内容】

- ・年1回、リフレッシュ休暇と年次休暇を組み合わせた1週間程度の長期休暇の取得を推奨

**目標3 育児・介護休業法及び子育て支援に係る制度の利用促進に向けての周知・徹底を図る。**

【取組内容】

- ・職員への育児休暇、介護休暇の周知と利用しやすい環境作り

**目標4 管理職に占める女性労働者の割合を30%以上とする。**

【取組内容】

- ・部長職と課長職への昇格の状況を経営会議での議題とする

**目標5 育児休業取得率を70%以上とする。**

【取組内容】

- ・対象職員への育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について説明の実施